港湾法

1.案内情報

手続名 : 開発保全航路内の工事等の許可

手続根拠 : 港湾法第43条の8第2項

手続対象者: 開発保全航路内において水域の占用、土砂採取等を行お

うとする者

提出時期: 開発保全航路内において水域の占用、土砂採取等を行お

うとするとき

提出方法 : 許可申請書を作成し、許可を受けようとする区域を示す

図面等を添付して、開発保全航路を管轄する航路工事事 務所、港湾工事事務所、港湾空港工事事務所へ提出して

下さい。

手数料 : 無し

添付書類・部数: 各種図面等を添付することになりますので、提出先とな

る各工事事務所にお問い合わせ下さい。

申請書様式 : 許可申請書

記載要領・記載例: 提出先となる各工事事務所にお問い合わせ下さい。

2.窓口情報

提出先:

関東地方整備局千葉港湾工事事務所

京浜港湾工事事務所

〒 221-0054 横浜市神奈川区山内町 1 - 2 045-453-0163

中部地方整備局三河港湾工事事務所

〒 441-8075 豊橋市神野ふ頭町 1 番地 1 0532-32-3251

中国地方整備局広島港湾空港工事事務所

〒 734-0011 広島市南区宇品海岸 3 - 1 0 - 2 8 082-254-6411

四国地方整備局高松港湾空港工事事務所

〒 760-0011 高松市浜ノ町8 - 3 8 087-851-5522

松山港湾空港工事事務所

〒 791-8058 松山市海岸通 2 4 2 6 - 1 089-951-0161

九州地方整備局関門航路工事事務所

〒 803-0801 北九州市小倉北区西港町 3 4 093-561-4536

長崎港湾空港工事事務所

〒 850-0961 長崎市小ヶ倉 3 丁目 7 6 - 7 2 095-878-5175

熊本港湾空港工事事務所

〒 861-4115 熊本市川尻 2 丁目 8 - 6 1 096-357-0222

沖縄総合事務局石垣港湾工事事務所

〒 907-0012 石垣市美崎町 1 09808-2-4740

受付時間 : 下記相談窓口にお問い合わせ下さい。

相談窓口 :提出先及び開発保全航路を管轄する各地方整備局港湾空港部港湾管理

課、沖縄総合事務局開発建設部港湾建設課

関東地方整備局港湾空港部港湾管理課 045-211-7414 中部地方整備局港湾空港部港湾管理課 052-651-6453 中国地方整備局港湾空港部港湾管理課 082-511-3904 四国地方整備局港湾空港部港湾管理課 087-832-5781 九州地方整備局港湾空港部港湾管理課 0832-24-4116 沖縄総合事務局開発建設部港湾建設課 098-860-2260

3.手続情報

審査基準 : 各地方整備局において定めている開発保全航路管理要領及び管理規

則

標準処理期間 : 許可申請書提出から10日間 不服申立方法 :(行政不服審査法の規定による)